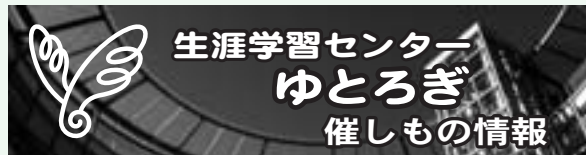


平成20年3月31日をもって、(財)羽村ふれあい地域づくり公社は解散することが決まりました。

これまで、公社の事業には多くの皆さんにご協力をいただきました。国際交流、花いっぱい運動などの事業は、引き続き市が行っていきますので、皆さんのご協力をお願いします。

長い間、ありがとうございました。

問合せ (財)羽村ふれあい地域づくり公社
☎579-2211



休館日 月曜日（祝日の場合は開館）

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘1-11-5

☎570-0707 FAX 570-6422 ✉s706000@city.hamura.tokyo.jp

<http://www.hamura-tokyo.jp/>

■ホール■

第9回 羽村ゆとろぎ寄席

日時 2月16日(土)午後3時～（午後2時30分開場）

会場 小ホール

入場料 前売り…800円、当日…1,000円、団体（5枚以上）…700円（全席自由）

※未就学児の入場はできません。

一時保育利用料 700円（おやつ代込み）

出演 古今亭菊之丞 ほか

チケット ゆとろぎ窓口、スポーツセンター、マルフジ各店（羽村・福生・青梅市内）、西多摩新聞社チケットサービス（☎0120-61-3737）で販売中。

文化財消防演習

1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日、奈良県の法隆寺で、解体修理中の金堂が火災になり、白鳳時代に描かれた十二画壁画が焼失してしまい、これを契機に、昭和25年に文化財保護法が制定されました。昭和30年からは、1月26日を文化財防火デーとして文化財施設の点検と防火設備の整備を行うとともに、消防演習などを行ってきたもので、今回で54回目となります。

市では今年も、福生消防署、羽村市消防団、宗禅寺関係者と連携し、文化財消防演習を行います。ぜひご覧ください。

日時 1月27日(日)

午前9時30分～

会場 宗禅寺

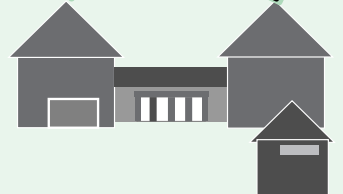
問合せ 生活安全課防災係



企画展

ひな人形展

郷土博物館



毎年恒例のひな人形展を行います。市民の方から寄贈していただいた資料の中から60点を展示し、ひな人形の歴史や変遷を紹介します。

今年は、郷土博物館職員と職場体験学習で市内の中学生が作成した吊るし雛5点を展示します。

期日 1月27日(日)～3月9日(日)午前9時～午後5時（旧下田家住宅は午後4時まで）

※2月11日(月)は、祝日のため開館します。

会場 オリエンテーションホール・企画展コーナー・学習室・旧下田家住宅

入館料 無料

問合せ

郷土博物館

☎558-2561



意見をお寄せください!!

第三次羽村市地域福祉計画（案）

募集期間 1月16日(水)～2月15日(金)午後5時（必着）

「羽村市地域福祉計画」は、社会福祉法の規定に基づき、市における地域福祉の推進を目的として策定するものです。

福祉や関連する分野の計画に共通する理念や目標を掲げ、地域福祉の推進に重点を置く計画として「第三次羽村市地域福祉計画」を策定するため、関係機関の代表者や市民公募委員などで構成する「羽村市地域福祉計画審議会」を設置し、検討を重ねてきました。

このたび、審議会からの答申を受け、計画（案）をまとめましたので、皆さんの意見をお寄せください。

問合せ 社会福祉課庶務係

提出先 羽村市福祉健康部社会福祉課

庶務係

〒205-8601（住所記載不要）

FAX 554-2921

✉s301000@city.hamura.tokyo.jp

第三次羽村市地域福祉計画（案）の概要

◆基本理念

市民・行政・事業者・関係団体などが連携して「地域で支えあう福祉のまちづくり」を推進するため、「人間性の尊重」「共に生きる社会づくり」「生活の質の向上」「市民参加による地域福祉の推進」を基本理念としています。

◆基本目標

市の人口と世帯数の推移や、平成18年12月に行ったアンケート調査結果を基に、現状分析や課題の抽出を行い、「地域における支えあい活動の推進」「安心してサービスを利用できるしくみの充実」「地域で暮らすための支援体制の充実」「市民意識の高揚と地域活動への参加の推進」の基本目標を設定しています。

◆施策の体系と展開

基本目標について現状と課題の分析を行い、計画を推進するための具体的な取り組みをまとめました。

現在募集中の案件

現在、次の案件についても意見を募集しています。

■羽村市地域防災計画（平成19年度修正）案

「羽村市地域防災計画」は、災害対策基本法の規定に基づき、市における震災および風水害などに対する、予防対策、応急対策などについて定めたもので、市域ならびに市民の生命および財産を保護することを目的としています。

募集期間 1月25日(金)午後5時まで

提出先・問合せ 羽村市総務部生活安全課危機管理担当

〒205-8601（住所記載不要）

FAX 554-2921

✉s106000@city.hamura.tokyo.jp

■羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画（案）

平成20年4月1日から施行される高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に被保険者の健康

診査および保健指導の実施が義務付けられます。

国民健康保険の保険者である市は、糖尿病などの生活習慣病に着目した特定健康診査などを行うため、計画を策定します。

募集期間 2月4日(月)午後5時まで

提出先・問合せ 羽村市市民部保険年金課保険係

〒205-8601（住所記載不要）

FAX 554-2921

✉s203000@city.hamura.tokyo.jp

■羽村市都市計画マスタープラン（案）

「羽村市都市計画マスタープラン」は、市町村が主体となって、市民の皆さんの意見を反映させながら、中長期的をみすえた将来像を定める、都市計画に関する基本的な方針です。

募集期間 2月4日(月)午後5時まで

提出先・問合せ 羽村市都市整備部都市計画課都市計画係

〒205-8601（住所記載不要）

FAX 554-2921

✉s401000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市情報化推進計画（案）

募集期間 1月28日(月)～2月27日(水)午後5時（必着）

「羽村市情報化推進計画」は、平成13年3月に策定した「羽村市情報化推進基本構想」の達成状況を検証し、その課題・問題点を整理するとともに、国・東京都・他の自治体の動向・市民ニーズを踏まえつつ、時代の変化に対応できる平成23年度までの4か年の新計画として策定するものです。

「羽村市情報化推進計画（案）」をまとめましたので、皆さんの意見をお寄せください。

問合せ 情報システム課情報化推進係

提出先 羽村市総務部情報システム課

情報化推進係

〒205-18601（住所記載不要）

〒554-1292-1

✉ s103030@city.hamura.tokyo.jp

羽村市情報化推進計画（案）の概要

◆基本理念

電子自治体の取り組みを通じ、「市民が情報の利便性を共有できる」「市民が安心して生活できる」「市民が平等に情報と接する機会のもてる」「地域に活力と潤いを与えてくれる」まちづくりを行うことを基本理念としています。

◆基本方針・目標・プラン

羽村市情報化推進基本構想の達成状況、国・東京都・他の自治体の状況や今後の動向、また、第四次羽村市長期総合計画や情報化に関する市民アンケートの結果から、「情報通信基盤の整理」「行政サービスの充実拡大」「行政の簡素・効率化」「情報セキュリティ対策の強化」の4つの基本目標を設定しています。

この4つの基本目標に沿った14項目の具体的なプランを設定し、進めていきます。

■計画（案）の全文および意見提出

に必要な事項は、担当課窓口、市役所1階市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。

※「羽村市情報化推進計画（案）」は1月25日(金)からご覧いただけます。閲覧および直接提出する場合の窓口は企画課となります。

意見の応募対象・提出方法など

意見応募対象

- 1 市内在住・在勤・在学の方
- 2 その他施策などに利害関係を有する方

提出方法

様式 自由

方法 案件名および必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ

※電話での受け付けはできません。

注意

□住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は対象となりません。

□提出していただいた内容は、個人

情報を除き公表します。

□案件に対する賛否を問うものではありません。

□提出していただいた意見に対する個別の回答はできません。

□今後、受け付けた意見（整理・要約したもの）やそれらを考慮した結果を市ホームページなどで公表します。

意見公募手続について

「意見公募手続」とは、市の重要な施策などを定める際に、広く市民の皆さんなどからの意見を募集するものです。

現在、募集中の案件は市ホームページをご覧ください。

これまでも、「羽村市男女共同参画推進条例（素案）」や「第四次羽村市長期総合計画・後期基本計画（案）」などについて、皆さんからの意見をお聞きしました。

今後、対象となる施策ごとに行いますので、皆さんの意見をお寄せください。

福祉



機能回復施設費助成事業協力店募集

市が発行する助成券で、マッサージなどのサービスを提供する市内の施設所を募集します。

協力していただくためには、事前に市と契約していただく必要があります。
※あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師などに関する法律の規定による免許を受けている施術所のみ。
問合せ 障害福祉課障害福祉係

税金



給与支払報告書の提出は1月31日(木)までです

平成19年中に給料や賃金などの給与などを支払った場合、支払者は「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」を市区町村に提出することになっています。

金額に関わらず、すべてのものを平成20年1月1日現在の受給者の住所地の市区町村に提出してください。

現在特別徴収されている事業所には、

事業所名などが印字された市指定の平成20年度給与支払報告書(総括表)を送付していますので、利用してください。

※中途退職者についても給与支払額が30万円を超える場合は給与支払報告書の提出が義務付けられています(30万円以下の場合も提出してください)。

※年末調整で所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除がある場合は、摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」を必ず記入してください。

問合せ 課税課市民税係

暮らし



横田基地の演習

米軍横田基地では、次の日程により演習が行われる予定です。

演習期間中は基地内でのサイレンや放送などが行われることが予想されます。

期間 1月28日(月)～2月1日(金)

市ではこれらの演習について、基地外に影響を及ぼさないようにすること、演習に関する情報を迅速に提供することなどを、国と米軍横田基地に要請しています。

問合せ 企画課企画担当

在宅医療廃棄物の出し方

在宅医療廃棄物で家庭から出せるものは、かかり付けの医師から、家庭から出すよう指示されたものだけです。

それ以外のものは、収集員が感染やけがをする恐れがあるので、絶対に出さないでください。

ごみとして出す場合は、必ず市の分別方法を守ってください。分別方法がわからない場合は問い合わせてください。

■脱脂綿

↓燃やせるごみ(市指定収集袋青色)

■包帯

↓燃やせるごみ(市指定収集袋青色)

■透析治療用医療パック

↓容器包装プラスチック(透明または半透明の袋)

※必ず洗ってください。

■透析治療用医療チューブ

↓燃やせるごみ(市指定収集袋青色)

注射針について

東京都薬剤師会(使用済み注射針回収薬局)の看板を掲げた保険薬局)および羽村市薬剤師会(☎5555-0797)に加盟する薬局で回収しています。

回収薬局

青葉梟薬局・岩浪薬局羽村店・栗原薬局・小西薬局・栄町薬局・さくら薬局・サンテ薬局栄町店・神明台薬局・武田薬局・ツバサ薬局・中尾堂薬局・羽村調剤薬局・はむら

給水管・メーターの防寒対策

冬期は、凍結による給水管の破損、メーターの故障が考えられますので、防寒対策を行ってください。

例えば、次のように保温対策に努めてください。

○屋外の流しなどの給水装置などには、使用しなくなった毛布などを巻く
○メーターボックスの中には、発泡スチロールを入れる

漏水について

最近、宅地内での漏水件数が増加しています。宅地内の給水装置は水道使用者の管理となっていますので、時々メーターボックス周辺を確認してください。地面が濡れていたり、水を使用していないのにメーターが回ったりしている場合は、漏水が考えられます。漏水を確認した場合は、水道事務所または指定水道工事店に相談してください。

皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 水道事務所 ☎554-2269